

那覇市公報

号外第 7 1 3 号

毎月 2 回 1, 15 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

- 那覇市公園条例の一部を改正する条例（公園管理課）…………… 1492
- 那覇市防災会議条例の一部を改正する条例（総務課）…………… 1494
- 那覇市こども医療費助成条例の一部を改正する条例（子育て応援課）…… 1496
- 那覇市営住宅条例の一部を改正する条例（市営住宅課）…………… 1498
- 那覇市障害者福祉センター条例の一部を改正する条例（障がい福祉課）…… 1508

◇規 則◇

- 那覇市こども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則（子育て応援課）
…………… 1511
- 那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（市営住宅課）…………… 1514

条 例

那覇市条例第32号

平成24年 9 月 28 日

那覇市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公園条例の一部を改正する条例

那覇市公園条例(1970年那覇市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考	
1 表の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。	
2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第11条関係)

	区分	単位	使用料
[略]			
公園を占用する場合	[略]		
公園を管理する場合	売店	[略]	

[改正後 別記]

別表第1(第11条関係)

	区分	単位	使用料
[略]			
公園を占用する場合	[略]		
公園施設を設ける場合	売店、飲食店その他の施設	占用面積1平方メートルにつき1月	360円
公園施設を管理する場合	売店、飲食店その他の施設	[略]	

那覇市条例第33号

平成24年 9 月 28 日

那覇市防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市防災会議条例の一部を改正する条例

那覇市防災会議条例(昭和48年那覇市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(所掌事務) 第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1) [略] (2) <u>本市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。</u> (3) <u>前各号に掲げるもののほか、法律またはこれにもとづく政令によりその権限に属する事務</u> (会長および委員) 第3条 [略] 2～4 [略] 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって<u>あ</u>てる。 (1)～(7) [略] (8) [略] 6 <u>前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号および第8号の委員は、それぞれ若干人とする。</u> 7 <u>第5項第7号および第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</u> 8 [略]	(所掌事務) 第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。 (1) [略] (2) <u>市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。</u> (3) <u>前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。</u> (4) <u>前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</u> (会長及び委員) 第3条 [略] 2～4 [略] 5 委員は、次に掲げる者をもって<u>充</u>てる。 (1)～(7) (8) <u>自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者</u> (9) [略] 6 <u>前項第1号から第4号まで及び第7号から第9号までの委員は、それぞれ若干人とする。</u> 7 <u>第5項第7号から第9号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</u> 8 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。	

- | |
|--|
| <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> |
|--|

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第34号

平成24年 9 月 28 日

那覇市こども医療費助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

那覇市子ども医療費助成条例(平成5年那覇市条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(用語の意義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) [略] (7) 保険医療機関等 次のいずれかに該当するものをいう。 ア [略] イ [略] (助成対象者) 第3条 [略] 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者とし ない。 (1)～(3) [略] (助成の制限) 第4条 <u>医療費の助成は、前条に規定する助成対象者の前年の所得(1月から5月までの診療分に係る申請をする者については、前々年の所得をいう。)</u>が規則で定める額以上であるときは、6月1日から翌年の5月末日までの間を行わない。 (助成の範囲) 第5条 [略]	(用語の意義) 第2条 [略] (1)～(6) [略] (7) [略] ア [略] イ <u>指定訪問看護ステーション(健康保険法第88条第1項の指定訪問看護事業者が当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所をいう。)</u> ウ [略] (助成対象者) 第3条 [略] 2 [略] (1)～(3) [略] (4) <u>前3号に掲げる者のほか、法令等の規定により国又は地方公共団体の負担において医療費の全額支給を受けることができるこどもの保護者</u> (助成の範囲) 第4条 [略] 2 <u>前項の規定による助成は、法令等の規定</u>

	<u>により国又は地方公共団体の負担において医療費に関する支給を受けることができるときは、当該支給の限度において行わない。</u>
<u>第6条～第12条</u> 〔略〕	<u>第5条～第11条</u> 〔略〕
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にあ るすべての条名等を順次示したものとする。	

付 則

- 1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇市こども医療費助成条例の規定は、平成24年10月診療分以後の医療費の助成について適用し、同月診療分前の医療費の助成については、なお従前の例による。

那覇市条例第35号

平成24年 9 月 28 日

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市営住宅条例の一部を改正する条例

那覇市営住宅条例(平成9年那覇市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(入居者の資格等) 第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者として政令第6条第1項で定める者(第2項、次条第2項及び第50条において「老人等」という。))にあつては第1号、第3号及び第4号、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあつては第4号)の条件を具備する者でなければならない。 (1) [略] (2) <u>現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第12条において同じ。)</u>があること。 (3) <u>その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</u> ア <u>入居者が身体障害者である場合その他の政令第6条第4項で定める場合 政令第6条第5項第1号に規定する金額</u> イ <u>公営住宅が、公住法第8条第1項若しくは第3項若しくは^{じん}激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は公住法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 政令第</u>	(入居者の資格等) 第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号(<u>被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあつては、第3号及び第4号)</u>の条件を具備する者でなければならない。 (1) [略] (2) <u>その者の収入がア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。</u> ア <u>入居者が身体障がい者である場合その他の特に居住の安定を図る必要がある場合として次項に規定する場合 25万9千円</u> イ <u>アに掲げる場合以外の場合 15万8千円</u>

<u>6条第5項第2号に規定する金額</u> <u>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合</u> <u>政令第6条第5項第3号に規定する金額</u> (4) [略] (5) その者及び現に同居し、又は、同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号の暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。 2 <u>老人等の単身入居を認める公営住宅の規格は、居室数が2室以下又はその住戸専用面積が33平方メートル以下とする。ただし、これにより難い場合には、市長が別に定める規格とすることができる。</u>	(3) [略] (4) その者及び現に同居し、又は、同居しようとする親族<u>(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)</u>が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号の暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。 2 <u>公住法第23条第1号イの条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</u> (1) <u>入居者又は同居者にアからオまでのいずれかに該当する者がある場合</u> <u>ア 入居者又は同居者が障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの</u> <u>イ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの</u> <u>ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</u> <u>エ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの</u> <u>オ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</u> (2) <u>入居者が60歳以上の者であり、か</u>
--	--

(入居者資格の特例)

第7条 [略]

- 2 前条第1項第3号イに掲げる公営住宅の入居者は、同項各号(老人等にあつては、同項第1号、第3号及び第4号)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

つ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

(3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

(4) 公営住宅が、公住法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は公住法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合

(入居者資格の特例)

第7条 [略]

- 2 前条第2項第4号に掲げる公営住宅の入居者は、同条第1項各号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(定期入居の決定)

第8条の2 市長は、前条第1項の入居の申込みの日において規則で定める条件を具備する者を、あらかじめ規則で定める期間を入居期間とする公営住宅の入居者として決定することができる。

2 前項の規定による決定(以下「定期入居決定」という。)は、その更新がなく、期間の満了によってその効力を失うものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、入居期間の延長として1年以内に限り、新たに入居期間を定めることができる。

3 第1項の入居期間は、第13条第1項の規定による入居の承継を承認する場合においても、なお従前の入居期間とする。

4 市長は、入居決定者のうち定期入居決定を受けたものに対し、規則で定めるとこ

るにより、第2項に定める事項について説明しなければならない。

5 前項の規定による説明を受けた入居決定者は、第11条に規定する手続のほか、規則で定めるところにより、当該説明を受けた旨を証する書類を市長に提出しなければならない。

6 市長は、定期入居決定を受けた入居者に対し、第1項の入居期間の満了する日の1年前から6月前までの間に、規則で定めるところにより、当該入居期間の満了により当該定期入居決定が効力を失う旨を通知するものとする。

7 前項の通知を受けた入居者は、規則で定めるところにより、当該通知を受けた旨を証する書類を市長に提出しなければならない。

8 定期入居決定を受けた入居者は、第1項の入居期間（第2項ただし書の規定により当該入居期間の延長がされたときは、当該延長後の入居期間）が満了する日までに公営住宅を明け渡さなければならない。

9 定期入居決定をした場合において、第5条第7号及び同条第8号の規定は、適用しない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

10 第2項の規定にかかわらず、定期入居決定を受けた入居者が、当該定期入居決定を受けた後に公営住宅を明け渡す旨の申出をしたとき、又は第32条第1項若しくは第42条第1項（第8号を除く。）に規定する公営住宅の明渡請求を受けたときは、市長は、当該定期入居決定の効力を将来に向けて失わせることができる。

11 第2項ただし書の規定により第1項の入居期間の延長を受けようとする者は、規則で定めるところにより、当該入居期間が満了する日の30日前までに当該延長の申請をしなければならない。

(入居の手続) 第11条 公営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。 (1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、<u>市長が適当と認める連帯保証人の連署する請書</u>その他規則で定める書類を提出すること。 (2) [略] 2 [略] 3 市長は、特別の事情があると認められる者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。 4～6 [略] (収入超過者等に関する認定) 第29条 市長は、毎年度、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が<u>第6条第1項第3号の金額</u>を超え、かつ、当該入居者が公営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。 2～3 [略] (住宅の明渡請求)	<u>12 第4項から第7項まで、第9項及び第10項の規定は、第2項ただし書の規定により入居期間を延長する場合において準用する。</u> (補充入居者) <u>第10条の2 市長は、明け渡された公営住宅の補充入居を行うために、必要に応じて補充入居者を公募し、公開抽選によって入居順位を定めることができる。</u> <u>2 第4条及び第8条の規定は、前項の場合について準用する。</u> <u>3 市長は、公営住宅の明渡しがあったときは、第1項に規定する補充入居者の入居順位により、入居者を決定することができる。</u> (入居の手続) 第11条 [略] (1) <u>原則として入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、規則で定める連帯保証人2人の連署する請書</u>その他規則で定める書類を提出すること。 (2) [略] 2 [略] 3 市長は、特別の事情があると認められる者に対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を<u>1人とし、又は必要としないこととすることができる。</u> 4～6 [略] (収入超過者等に関する認定) 第29条 市長は、毎年度、第15条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が<u>第6条第1項第2号の金額</u>を超え、かつ、当該入居者が公営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。 2～3 [略] (住宅の明渡請求)
--	---

第42条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入居者に対し、公営住宅の明渡しを請求することができる。

(1)～(7) 〔略〕

2～3 〔略〕

4 市長は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収する。

5～6 〔略〕

（改良住宅の入居者等）

第43条 〔略〕

2 第6条及び第7条第1項の規定は、前項の規定による改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなったことにより空室が生じた場合における入居者の資格について準用する。この場合において、第6条(第1項第3号イを除く。)中「公営住宅」とあるのは「改良住宅」と、「ア、イ又はウ」とあるのは「ア又はウ」と、「「政令第6条第3項第1号に規定する金額」とあるのは「「政令第6条第3項第1号に規定する金額について住宅地区改良法施行令(昭和35年政令第128号。以下「改良法政令」という。)第12条の規定により読み替えられる金額」と、「「政令第6条第3項第3号に規定する金額」とあるのは「「政令第6条第3項第3号に規定する金額について改良法政令第12条の規定により読み替えられる金額」と、第7条第1項中「公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止」とあるのは「改良住宅の

第42条 〔略〕

(1)～(7) 〔略〕

(8) 第8条の2第1項の入居期間(同条第2項ただし書の規定により当該入居期間の延長がされたときは、当該延長後の入居期間)が満了したとき。

2～3 〔略〕

4 市長は、第1項第2号から第6号まで及び第8号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収する。

5～6 〔略〕

（改良住宅の入居者等）

第43条 〔略〕

2 第6条及び第7条第1項の規定は、前項の規定による改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなったことにより空室が生じた場合における入居者の資格について準用する。この場合において、第6条(第2項第4号を除く。)中「公営住宅」とあるのは「改良住宅」と、「「25万9千円」とあるのは「「15万8千円」と、「「15万8千円」とあるのは「「11万4千円」と、第7条第1項中「公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止」とあるのは「改良住宅の用途の廃止」と、「公営住宅」とあるのは「改良住宅」と読み替えるものとする。

用途の廃止」と、「公営住宅」とあるのは「改良住宅」と読み替えるものとする。

- 3 第4条、第5条、第9条及び第10条の規定は、前項において準用する第6条又は第7条第1項に規定する入居者の資格を有する者から改良住宅の入居者を決定する場合について準用する。この場合において、第4条、第5条(第3号及び第4号を除く。)、第9条及び第10条中「公営住宅」とあるのは「改良住宅」と読み替えるものとする。

- 4 第12条及び第13条の規定は、第2項の規定により改良住宅に入居した入居者について準用する。この場合において、第12条及び第13条中「公営住宅」とあるのは「改良住宅」と読み替えるものとする。

(準用)

第44条 第8条第1項及び第2項、第11条、第15条から第21条第2項まで、第22条から第28条まで、第30条、第34条前段、第35条第1項、第36条、第41条並びに第42条第1項及び第2項の規定は、改良住宅の管理について準用する。この場合において、これらの規定中「公営住宅」とあるのは「改良住宅」と、第17条第1項中「第32条第1項又は第37条第1項」とあるのは「第37条第1項」と、「第42条第1項」とあるのは「第42条第1項(第7号を除く。)」と、第35条第1項中「第29条から前条まで」とあるのは「第47条第1項」と、「公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公住法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止」とあるのは「改良法第29条第1項において準用する公住法第44条第3項の規定による改良住宅の用途の廃止」と、第36条第1項中「第14条第1項、第31条第1項若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定、第16条(第31条第3項又は第33条第3項において準用する場合を含む。))の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第19条第2項の規定に

- 3 第4条、第5条及び第9条から第10条の2までの規定は、前項において準用する第6条又は第7条第1項に規定する入居者の資格を有する者から改良住宅の入居者を決定する場合について準用する。この場合において、第4条、第5条(第3号及び第4号を除く。))及び第9条から第10条の2までの規定中「公営住宅」とあるのは「改良住宅」と読み替えるものとする。

(準用)

第44条 第8条第1項及び第2項、第11条から第13条まで、第15条から第21条第2項まで、第22条から第28条まで、第30条、第34条前段、第35条第1項、第36条、第41条並びに第42条第1項(第8号を除く。))及び第2項の規定は、改良住宅の管理について準用する。この場合において、これらの規定中「公営住宅」とあるのは「改良住宅」と、第17条第1項中「第32条第1項又は第37条第1項」とあるのは「第37条第1項」と、「第42条第1項」とあるのは「第42条第1項(第7号及び第8号を除く。)」と、第35条第1項中「第29条から前条まで」とあるのは「第47条第1項」と、「公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公住法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止」とあるのは「改良法第29条第1項において準用する公住法第44条第3項の規定による改良住宅の用途の廃止」と、第36条第1項中「第14条第1項、第31条第1項若しくは第33条第1項の規定による家賃の決定、第16条(第31条第3項又は第33条第3項において準用する場合を含む。))の規定による家賃若しくは金銭の減免若

よる敷金の減免若しくは徴収の猶予、第32条第1項の規定による明渡し請求、第34条の規定によるあっせん等又は第38条の規定による公営住宅への入居の措置」とあるのは「第45条若しくは第46条第1項の規定による家賃の決定、第48条第1項の規定による割増賃料の決定、第16条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予、第48条第3項において準用する第16条の規定による割増賃料の減免若しくは徴収の猶予、第19条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予又は第34条前段の規定によるあっせん等」と読み替えるものとする。

(改良住宅の家賃の決定)

第45条 改良住宅の毎月の家賃は、改良法第29条第3項及び改良法政令第13条の2第1項の規定により算出した額の範囲内において、規則で定める。

(改良住宅の収入超過者に関する認定)

第47条 市長は、入居者が改良住宅に引き続き3年以上入居している場合に、第44条において準用する第15条第3項の規定により認定した当該入居者の収入の額(第44条において準用する第15条第4項の規定により更正したときは、その更正後の額。次条において同じ。)が第43条第2項の規定により読み替えて準用される第6条第1項第3号ア又はウに掲げる場合に
 応じ、それぞれ同号ア又はウに掲げる金額を超えるときは、当該入居者を収入超過者と認定し、その旨を通知する。

2 [略]

(第3種住宅の入居者の資格)

第50条 第3種住宅に入居することができる者は、第6条第1項第1号、第2号及び第4号(老人等にあつては、同条第1号及び第4号)の条件を具備し、かつ、収入の額が9

しくは徴収の猶予、第19条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第32条第1項の規定による明渡し請求、第34条の規定によるあっせん等又は第38条の規定による公営住宅への入居の措置」とあるのは「第45条若しくは第46条第1項の規定による家賃の決定、第48条第1項の規定による割増賃料の決定、第16条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予、第48条第3項において準用する第16条の規定による割増賃料の減免若しくは徴収の猶予、第19条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予又は第34条前段の規定によるあっせん等」と読み替えるものとする。

(改良住宅の家賃の決定)

第45条 改良住宅の毎月の家賃は、改良法第29条第3項及び住宅地区改良法施行令(昭和35年政令第128号)第13条の2第1項の規定により算出した額の範囲内において、規則で定める。

(改良住宅の収入超過者に関する認定)

第47条 市長は、入居者が改良住宅に引き続き3年以上入居している場合に、第44条において準用する第15条第3項の規定により認定した当該入居者の収入の額(第44条において準用する第15条第4項の規定により更正したときは、その更正後の額。次条において同じ。)が第43条第2項の規定により読み替えて準用される第6条第1項第2号ア又はイに掲げる場合に
 応じ、それぞれ同号ア又はイに掲げる金額を超えるときは、当該入居者を収入超過者と認定し、その旨を通知する。

2 [略]

(第3種住宅の入居者の資格)

第50条 第3種住宅に入居することができる者は、第6条第1項第1号、第3号及び第4号の条件を具備し、かつ、収入の額が9万円以下でなければならない。

万円以下でなければならない。 (準用) 第51条 第4条、第5条、<u>第6条第2項</u>、第8条第1項及び第2項、第9条から第11条まで、第16条から第20条まで、第21条第1項及び第2項 第22条から第28条まで並びに第41条の規定は、第3種住宅の管理について準用する。この場合において、これらの規定(第5条第3号及び第4号を除く。)中「公営住宅」とあるのは「第3種住宅」と、第8条第1項中「前2条」とあるのは「第50条」と、第17条第1項中「第32条第1項又は第37条第1項の規定による明渡しの請求があったときは、明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第42条第1項」とあるのは「第42条第1項(第7号を除く。)」と読み替えるものとする。 (第3種住宅の明渡請求) 第56条 第42条第1項(第7号を除く。)及び第2項の規定は、第3種住宅の明渡請求について準用する。この場合において、同条第1項中「公営住宅」とあるのは「第3種住宅」と、「第12条、第13条」とあるのは「第54条、第55条」と、同条第2項中「公営住宅」とあるのは「第3種住宅」と読み替えるものとする。 (使用者の資格) 第64条 駐車場を使用することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。 (1)～(2) [略] (3) 第42条第1項第1号から第6号までのいずれの場合にも該当しないこと。	(準用) 第51条 第4条、第5条、第8条第1項及び第2項、第9条から第11条まで、第16条から第20条まで、第21条第1項及び第2項、第22条から第28条まで並びに第41条の規定は、第3種住宅の管理について準用する。この場合において、これらの規定(第5条第3号及び第4号を除く。)中「公営住宅」とあるのは「第3種住宅」と、第8条第1項中「前2条」とあるのは「第50条」と、第17条第1項中「第32条第1項又は第37条第1項の規定による明渡しの請求があったときは、明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第42条第1項」とあるのは「第42条第1項(第7号<u>及び第8号</u>を除く。)」と読み替えるものとする。 (第3種住宅の明渡請求) 第56条 第42条第1項(第7号<u>及び第8号</u>を除く。)及び第2項の規定は、第3種住宅の明渡請求について準用する。この場合において、同条第1項中「公営住宅」とあるのは「第3種住宅」と、「第12条、第13条」とあるのは「第54条、第55条」と、同条第2項中「公営住宅」とあるのは「第3種住宅」と読み替えるものとする。 (使用者の資格) 第64条 [略] (1)～(2) [略] (3) 第42条第1項第1号から第6号まで<u>及び第8号</u>のいずれの場合にも該当しないこと。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第36号

平成24年 9 月 28 日

那覇市障害者福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

那覇市障害者福祉センター条例(平成17年那覇市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>那覇市障害者福祉センター条例</u> (設置) 第1条 <u>障害者</u>の福祉の増進を図るため、<u>那覇市障害者福祉センター</u>(以下「<u>障害者センター</u>」という。)を設置する。 (位置) 第2条 <u>障害者センター</u>の位置は、那覇市古島2丁目14番地4とする。 (事業) 第3条 <u>障害者センター</u>は、次に掲げる事業を行う。 (1) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第77条第1項第4号の事業 (2) <u>障害者に関する各種の相談事業</u> (3) <u>障害者に対する機能訓練事業</u> (4) [略] (利用時間及び休館日) 第4条 <u>障害者センター</u>の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、第13条第1項の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。 2 <u>障害者センター</u>の休館日は、那覇市の休日を定める条例(平成3年那覇市条例第33号)第1条に規定する本市の休日とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。 (利用できる者)	<u>那覇市障がい者福祉センター条例</u> (設置) 第1条 <u>障がい者</u>の福祉の増進を図るため、<u>那覇市障がい者福祉センター</u>(以下「<u>センター</u>」という。)を設置する。 (位置) 第2条 <u>センター</u>の位置は、那覇市古島2丁目14番地4とする。 (事業) 第3条 <u>センター</u>は、次に掲げる事業を行う。 (1) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「<u>法</u>」という。)第77条第1項第4号の事業 (2) <u>法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業</u> (3) <u>障がい者に関する各種の相談事業</u> (4) <u>障がい者に対する機能訓練事業</u> (5) [略] (利用時間及び休館日) 第4条 <u>センター</u>の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、第13条第1項の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。 2 <u>センター</u>の休館日は、那覇市の休日を定める条例(平成3年那覇市条例第33号)第1条に規定する本市の休日とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。 (利用できる者)

第5条 障害者センターを利用できる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 障害者
 - (2) 障害者の関係団体
 - (3) 障害者に対する奉仕活動をする者
 - (4) [略]
- (利用許可)

第7条 障害者センターを利用しようとする者は、指定管理者の許可(以下「利用許可」という。)を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 [略]

(利用許可の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、障害者センターの利用を許可しない。

- (1)～(5) [略]
- (施設の変更禁止)

第10条 利用者は、障害者センターを利用する場合において、施設を模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、障害者センターの利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(指定管理者の指定)

第13条 市長は、次に掲げるすべての要件を満たし、障害者センターの管理を行わせるに最適な法人その他の団体を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者として指定するものとする。

- (1) [略]
- (2) 事業計画書の内容が障害者センターの効用を最大限に発揮するとともに

第5条 センターを利用できる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 障がい者
 - (2) 障がい者の関係団体
 - (3) 障がい者に対する奉仕活動をする者
 - (4) [略]
- (利用許可)

第7条 センターを利用しようとする者は、指定管理者の許可(以下「利用許可」という。)を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 [略]

(利用許可の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しない。

- (1)～(5) [略]
- (施設の変更禁止)

第10条 利用者は、センターを利用する場合において、施設を模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、センターの利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(指定管理者の指定)

第13条 市長は、次に掲げるすべての要件を満たし、センターの管理を行わせるに最適な法人その他の団体を地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者として指定するものとする。

- (1) [略]
- (2) 事業計画書の内容がセンターの効用を最大限に発揮するとともに管理経

管理経費の縮減が図られるものであること。 (3) 事業計画書の内容に沿った<u>障害者センター</u>の管理を安定して行う能力を有すること。 2 前項の規定による指定は、<u>障害者センター</u>の管理を行おうとするものの市長に対する申請により行う。 3～4 〔略〕 (指定管理者が行う管理の基準) 第14条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、<u>障害者センター</u>の管理を行わなければならない。 (指定管理者が行う業務の範囲) 第16条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(2) 〔略〕 (3) <u>障害者センター</u>の維持管理に関する業務 (4) 〔略〕	費の縮減が図られるものであること。 (3) 事業計画書の内容に沿った<u>センター</u>の管理を安定して行う能力を有すること。 2 前項の規定による指定は、<u>センター</u>の管理を行おうとするものの市長に対する申請により行う。 3～4 〔略〕 (指定管理者が行う管理の基準) 第14条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、<u>センター</u>の管理を行わなければならない。 (指定管理者が行う業務の範囲) 第16条 〔略〕 (1)～(2) 〔略〕 (3) <u>センター</u>の維持管理に関する業務 (4) 〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

規 則

那覇市規則第45号

平成24年9月28日

那覇市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市子ども医療費助成条例施行規則（平成5年那覇市規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>（用語の意義）</u> <u>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u> <u>（1）診療報酬明細書 療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号。以下「省令」という。）で定める診療報酬明細書その他これに準ずるものとして医療保険各法又はその他の医療に関する法令の規定に基づく医療費に要する請求のため保険医療機関等が作成したものをいう。</u> <u>（2）調剤報酬明細書 省令で定める調剤報酬明細書その他これに準ずるものとして医療保険各法又はその他の医療に関する法令の規定に基づく医療費に要する請求のため保険医療機関等が作成したものをいう。</u> <u>（所得の限度額）</u> <u>第3条 条例第4条に規定する規則で定める額は、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号。以下「政令」という。）第1条の例により算出された所得の額（児童手当法（昭和46年法律第73号）第18条第1項に規定する被用者及び同法第17条第1項に規定する公務員にあつては、政令第11条の規定により読み替える政令第1条の例により算出した額）とする。</u> <u>（3歳児の控除額）</u> <u>第4条 条例第5条に規定する規則で定める額は、外来受診について1人1月につき各保険医療機関等の作成する当該外来受診の診療報酬明細書に係る領収書（当該外</u>	<u>（3歳児の控除額）</u> <u>第2条 条例第4条第1項に規定する規則で定める額は、外来受診について1人1月につき保険医療機関等（医科又は歯科（総合病院にあつては、診療科）別とし、それぞ</u>

<u>来受診に係る調剤報酬明細書が作成されている場合は、その調剤報酬明細書に係る領収書と当該外来受診の診療報酬明細書に係る領収書とを合算するものとする。）ごとに、1,000円とする。</u> （受給資格の認定申請） 第5条 条例第6条第1項の規定により受給資格の認定を受けようとする者は、こども医療費助成金受給資格認定申請書を市長に提出しなければならない。 （受給資格者証の交付等） 第6条 〔略〕 2 〔略〕 3 <u>市長は、助成対象者の所得額が第3条の規定による額以上であり、条例第4条の規定の適用を受ける場合は、こども医療費助成金受給資格停止通知書により、当該助成対象者に通知しなければならない。</u> 4 <u>市長は、こども医療費助成金受給資格停止通知書により通知した後に、助成対象者の所得額が第3条の規定による額未満であり、条例第4条の規定の適用を受けない場合は、こども医療費助成金受給資格停止解除通知書により、当該助成対象者に通知しなければならない。</u> （助成金の支給申請） 第7条 条例第8条第1項に規定する助成金の支給申請は、こども医療費助成金支給申請書に<u>よらなければならない。</u> 第8条 〔略〕 （変更喪失届） 第9条 条例第9条の規定による届出は、こども医療費助成金受給資格等変更・喪失届に受給資格者証を添えて行わなければならない。 第10条～第11条 〔略〕	<u>れ薬局（調剤）に係る医療費を含む。）ごとに、1,000円とする。</u> （受給資格の認定申請） 第3条 条例第5条第1項の規定により受給資格の認定を受けようとする者は、こども医療費助成金受給資格認定申請書を市長に提出しなければならない。 （受給資格者証の交付等） 第4条 〔略〕 2 〔略〕 （助成金の支給申請） 第5条 条例第7条第1項に規定する助成金の支給申請は、こども医療費助成金支給申請書に<u>市長が必要と認める書類を添えて行わなければならない。</u> 第6条 〔略〕 （変更喪失届） 第7条 条例第8条の規定による届出は、こども医療費助成金受給資格等変更・喪失届に受給資格者証を添えて行わなければならない。 第8条～第9条 〔略〕
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄	

中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。

- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。

付 則

- 1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇市子ども医療費助成条例施行規則の規定は、平成24年10月診療分以後の医療費の助成について適用し、同月診療分前の医療費の助成については、なお従前の例による。

那覇市規則第46号

平成24年 9 月 28 日

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市営住宅条例施行規則(平成10年那覇市規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>(単身入居の規格の特例)</u> 第2条の2 条例第6条第2項ただし書の規定により市長が別に定める規格は、<u>第3種住宅の廃止に伴い当該第3種住宅の入居者が他の公営住宅へ入居する場合に限り、3LDKまでの間取りのものとする。</u>	<u>(障害の程度)</u> 第2条の2 条例第6条第2項第1号アの規則で定める程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) <u>身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度</u> (2) <u>精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度</u> (3) <u>知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度</u> 2 条例第6条第2項第1号イの規則で定める程度は、<u>恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症とする。</u>
<u>(入居の申込み及び決定)</u> 第3条 [略] 2～3 [略] 4 <u>次条第2項第2号に規定する第2次抽選により当選した入居予定者は、市長が指定する期日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。</u> (1)～(5) [略] 5 条例第8条第2項に規定する通知は、市営住宅入居決定通知書(第4号様式)により行う。	<u>(入居の申込み及び決定)</u> 第3条 [略] 2～3 [略] 4 <u>条例第9条第2項に規定する公開抽選により当選した入居予定者は、市長が指定する期日までに次に掲げる書類を提出しなければならない。</u> (1)～(5) [略] 5 条例第8条第2項に規定する通知は、市営住宅入居決定通知書(第4号様式。<u>定期入居決定の場合は、定期入居決定通知書(第4号様式の2))により行う。</u>

(公開抽選)

(定期入居の資格)

第3条の2 条例第8条の2第1項の規則で定める条件を具備する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 18歳未満の児童3人以上と同居し、かつ、その児童を扶養している者

(2) 災害により住宅を滅失した者

(定期入居の期間)

第3条の3 条例第8条の2第1項の規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 前条第1号に掲げる者 入居の申込みの日において同居する児童のうち最年少のものが18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間

(2) 前条第2号に掲げる者 条例第11条第5項の入居指定日より1年間

(定期入居決定に関する説明等)

第3条の4 条例第8条の2第4項の規定による説明は、定期入居決定に関する説明書(第4号様式の3)の交付により行うものとする。

2 条例第8条の2第5項の規定による説明を受けた旨を証する書類の提出は、定期入居決定に関する説明を受けた旨の証書(第4号様式の4)により行うものとする。

(定期入居決定期間満了通知書等)

第3条の5 条例第8条の2第6項の規定による通知は、定期入居決定期間満了通知書(第4号様式の5)により行うものとする。

2 条例第8条の2第7項の規定による通知を受けた旨を証する書類の提出は、定期入居決定期間満了通知を受けた旨の証書(第4号様式の6)により行うものとする。

(入居期間の延長)

第3条の6 条例第8条の2第11項の規定による申請は、定期入居期間延長申請書(第4号様式の7)により行うものとする。

(公開抽選)

第4条 〔略〕

2 公開抽選は、原則として第1次抽選及び第2次抽選により行うものとし、その趣旨は次に掲げるとおりとする。

(1) 第1次抽選 入居申込者が多数いる場合に、次条第1項各号に規定する者（以下この項において「優先的選考該当者」という。）の当選確率を高めるため、それら以外の者のうちから一定数を抽出するものとする。

(2) 第2次抽選 入居者及び入居補欠者を決定するため、優先的選考該当者及び第1次抽選の当選者のうちから一定数を抽出するものとする。

3 〔略〕

（優先的選考）

第5条 条例第9条第3項に規定する規則で定める特別の事由により速やかに公営住宅に入居させる必要があると認める者は、次に掲げる者とする。

(1)～(9) 〔略〕

(10) 〔略〕

2 市長は、前項第10号に該当する者について、第2次抽選における当選確率を引き上げることができる。

（請書等）

第6条 条例第11条第1項第1号に規定する請書の様式は、第5号様式のとおりとし、同号に規定する規則で定める書類は、次

第4条 〔略〕

2 〔略〕

（優先的選考）

第5条 〔略〕

(1)～(9) 〔略〕

(10) 配偶者等から暴力を受けた被害者で、市長が別に定める要件を具備するもの

(11) 〔略〕

2 市長は、条例第9条第2項の公開抽選に当たっては、倍率優遇措置として、前項各号のいずれかに該当する者の当選確率が、それら以外の者の当選確率の概ね2倍となるよう措置を講ずることができる。

3 市長は、前項の倍率優遇措置に加え、第1項第11号に該当する者について、条例第9条第2項の公開抽選における当選確率を引き上げることができる。

（請書等）

第6条 条例第11条第1項第1号に規定する請書の様式は、第5号様式（定期入居決定の場合は、第5号様式の2)のとおりとし、

に掲げる書類とする。

(1)～(5) [略]

2 [略]

(連帯保証人の要件)

第7条 条例第11条第1項第1号に規定する市長が適当と認める連帯保証人は、次に掲げる条件を具備している者でなければならない。

(1) 原則として市内に住所を有し、又は勤務している者であること。

(2) 入居者の公営住宅の利用から生じる一切の債務について連帯して保証することができると認められる者であること。

(入居者の費用負担となる修繕)

第17条 条例第21条第1項に規定する軽微な修繕又は附帯施設の構造上重要でない部分の修繕は、別表第1に定めるとおりとする。

(改良住宅への準用)

第25条 第3条(第2項並びに第4項第2号及び第4号を除く。)、第6条(第1項第3号を除く。)から第8条まで、第12条 第14条から第21条(第2項を除く。)まで、第22条及び第24条の規定は、条例第43条第1項の規定による改良住宅に入居させるべき者について準用する。

2～3 [略]

(改良住宅の割増賃料)

第26条の2 条例第48条第2項の市長が別に定める倍率は、次に掲げる表の左欄に定める区分に応じてそれぞれ右欄に定める倍率とする。

入居者の収入	倍率
114,000円(条例第6条第1項第3号アに該当する場合にあっては、139,000円)を超	[略]

同号に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1)～(5) [略]

2 [略]

(連帯保証人の要件)

第7条 条例第11条第1項第1号の規則で定める連帯保証人は、次に掲げる条件を具備している者でなければならない。

(1) 原則として4親等内の親族で沖縄本島内に住所を有している者であること。

(2) 入居者の公営住宅の利用から生じる一切の債務について連帯して保証することができると認められる者として、市長が別に定める者であること。

(入居者の費用負担となる修繕)

第17条 条例第21条第1項の規則で定める軽微な修繕及び附帯施設の構造上重要でない部分の修繕は、別表第1に定めるとおりとする。

(改良住宅への準用)

第25条 第3条(第2項並びに第4項第2号及び第4号を除く。)、第6条(第1項第3号を除く。)から第8条まで、第11条から第21条(第2項を除く。)まで、第22条及び第24条の規定は、条例第43条第1項の規定による改良住宅に入居させるべき者について準用する。

2～3 [略]

(改良住宅の割増賃料)

第26条の2 [略]

入居者の収入	倍率
114,000円を超え、158,000円以下	[略]
[略]	

え、158,000円以下 [略]	
(使用料の減免又は徴収の猶予) 第39条 条例第69条第2項に規定する使用料の減免又は徴収の猶予は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する場合に行うものとする。 (1) 入居者が、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の1級、2級、3級又は4級に該当する障害を有するものであること。 (2) 入居者の収入が、条例第6条第1項第3号及び条例第47条第1項に定める収入基準以下であること。 (3) [略] 2～3 [略]	(使用料の減免又は徴収の猶予) 第39条 [略] (1) 入居者が、身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の1級、2級、3級又は4級に該当する障害を有するものであること。 (2) 入居者の収入が、条例第6条第1項第2号及び条例第47条第1項に定める収入基準以下であること。 (3) [略] 2～3 [略] [第4号様式の2 別記] [第4号様式の3 別記] [第4号様式の4 別記] [第4号様式の5 別記] [第4号様式の6 別記] [第4号様式の7 別記] [第5号様式の2 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)の表示に対応する改正前の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正後様式を加える。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正後 別記]

第4号様式の2(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

那覇市長 印

定期入居決定通知書

下記住宅に定期入居を決定したので通知します。

なお、この定期入居決定は、その更新がなく、期間の満了によってその効力が失われますので、入居期間が満了する日までに入居住宅を明け渡さなければなりません。

記

入 居 住 宅	那覇市 市営住宅 棟 号
所 在 地	那覇市
入 居 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

家 賃	共 益 費	敷 金
円	円	円 (家賃の3月分)
備 考		

※入居の手続き

決定のあった日から10日以内に次に掲げる手続きをしてください。

- 1 原則として入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、那覇市営住宅条例施行規則第7条に規定する連帯保証人の連署する請書(定期入居決定用)(第5号様式の2)を提出すること。
- 2 入居決定者及び連帯保証人の印鑑証明書を提出すること。
- 3 連帯保証人の所得証明書を提出すること。
- 4 誓約書(第6号様式)を提出すること。
- 5 家賃及び敷金を納付すること。

[改正後 別記]

第4号様式の3(第3条の4関係)

第 号
年 月 日

様

那覇市長 印

定期入居決定に関する説明書

下記住宅について、那覇市営住宅条例第8条の2第4項の規定により、あらかじめ下記のとおり説明します。

記

入居住宅	那覇市 市営住宅 棟 号
所在地	那覇市
入居期間	年 月 日から 年 月 日まで
説明事項	1 この定期入居決定は、その更新がなく、期間の満了によってその効力が失われます。 2 入居期間が満了する日までに入居住宅を明け渡さなければなりません。 3 那覇市営住宅条例第8条の2第2項ただし書の規定により、市長が特別の事情があると認めるときは、入居期間の延長として1年以内に限り、新たに入居期間を定めることができます。 4 入居期間の延長を受けようとする場合は、入居期間が満了する日の30日前までに、那覇市営住宅条例施行規則第3条の6の定期入居期間延長申請書(第4号様式の7)により、市長に当該延長の申請をしなければなりません。

[改正後 別記]

第4号様式の4(第3条の4関係)

年 月 日

那覇市長 様

住所
氏名

印

定期入居決定に関する説明を受けた旨の証書

私は、那覇市営住宅条例第8条の2第5項の規定により、定期入居決定に関する説明書の交付を受けるとともに、下記事項についての説明を受けたことを証します。

記

入居住宅	那覇市 市営住宅 棟 号
所在地	那覇市
入居期間	年 月 日から 年 月 日まで
説明事項	1 この定期入居決定は、その更新がなく、期間の満了によってその効力が失われます。 2 入居期間が満了する日までに入居住宅を明け渡さなければなりません。 3 那覇市営住宅条例第8条の2第2項ただし書の規定により、市長が特別の事情があると認めるときは、入居期間の延長として1年以内に限り、新たに入居期間を定めることができます。 4 入居期間の延長を受けようとする場合は、入居期間が満了する日の30日前までに、那覇市営住宅条例施行規則第3条の6の定期入居期間延長申請書(第4号様式の7)により、市長に当該延長の申請をしなければなりません。

[改正後 別記]

第4号様式の5(第3条の5関係)

第 号
年 月 日

様

那覇市長 印

定期入居決定期間満了通知書

那覇市営住宅条例第8条の2第6項の規定により、次のとおり通知します。

年 月 日付け 第 号で定期入居決定をした下記住宅については、入居期間の満了によりその効力が失われますので、入居期間が満了する日までに入居住宅を明け渡してください。

なお、那覇市営住宅条例第8条の2第11項の規定により、当該入居期間の延長を申請する場合は、別途必要な手続を行ってください。

記

入 居 住 宅	那覇市 市営住宅 棟 号
所 在 地	那覇市
入 居 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

[改正後 別記]

第4号様式の6(第3条の5関係)

年 月 日

那覇市長 様

住所

氏名

印

定期入居決定期間満了通知を受けた旨の証書

私は、那覇市営住宅条例第8条の2第7項の規定により、定期入居決定期間満了通知を受けた旨を証します。

なお、 年 月 日付け 第 号で定期入居決定を受けた
下記住宅については、入居期間が満了する日までに明け渡します。

記

入 居 住 宅	那覇市 市営住宅 棟 号
所 在 地	那覇市
入 居 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

[改正後 別記]

第4号様式の7(第3条の6関係)

年 月 日

那覇市長 様

住所

氏名

印

定期入居期間延長申請書

年 月 日付け 第 号で通知のあった下記住宅に係る定期入居決定期間の満了に当たっては、下記の理由により、入居期間が満了するときまでに入居住宅を明け渡すことが困難です。

つきましては、那覇市営住宅条例第8条の2第11項の規定により、入居期間の延長(1年以内)を申請します。

記

入居住宅	那覇市 市営住宅 棟 号
所在地	那覇市
当初決定に係る 入居期間	年 月 日から 年 月 日まで
理由	

[改正後 別記]

第5号様式の2(第6条関係)

請 書(定期入居決定用)

那覇市長 様

※表・裏両面ご熟読の上、太枠内のみご記入ください。

市 営 住 宅 名	那覇市					市営住宅	棟	号	
入 居 年 月 日	年 月 日								
入 居 期 間	年 月 日から 年 月 日まで								
入 居 者	フリガナ						勤務先	名 称	
	氏 名	印						電 話	
	生 年 月 日	年 月 日					自宅電話		
	本 籍	(筆頭者)							
連 帯 保 証 人	住 所	〒					勤務先	名 称	
	氏 名	印				続柄		電 話	
							自宅電話		
							携帯電話		
連 帯 保 証 人	住 所	〒					勤務先	名 称	
	氏 名	印				続柄		電 話	
							自宅電話		
							携帯電話		

私は、上記市営住宅を使用するに当たっては、次の事項を固く守ることを誓約します。
もし、違反した場合はいかなる処分を受けても異議の申立ては一切しません。

連帯保証人は、入居者と連帯して家賃その他市営住宅の利用から生じる一切の債務を保証することを誓約します。

- 1 那覇市営住宅条例、同条例施行規則その他関係法令を遵守します。
- 2 家賃、敷金等は納期までに確実に納めます。
- 3 入居期間の満了の日までに市営住宅を明け渡します。
- 4 転貸し、間貸しし、又は無断で他の者を入居させません。
- 5 市長の許可なく市営住宅の模様替え、増築又は住宅以外の用途に使用しません。
- 6 住宅周辺の環境を乱し、又は契約区画以外への駐車等の迷惑行為をしません。
- 7 住宅及び共同施設については、必要な注意を払い正常な状態に維持します。
- 8 住宅及び敷地内で動物の飼育はしません。
- 9 住宅内及び敷地内で営業行為はしません。
- 10 退去する場合は、退去日の10日前までに届け出て退去検査を受けます。
- 11 電気、水道及びガス料金は、立ち退きと同時に清算し、清算済書を提出します。
- 12 その他市長の指示に従います。

続柄	入居者氏名	生年月日	勤務先
本 人		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

入居時の家賃	敷 金	
円	円	
入居時家賃領収日 年 月 日	敷金領収日 年 月 日	納付書の連番

連帯保証人資格

- 1 原則として4親等内の親族で沖縄本島内に住所を有している者であること。
- 2 入居者の公営住宅の利用から生じる一切の債務について連帯して保証することができると認められる者として、市長が別に定める者であること。

